

## 介護者が不在となった場合の在宅要介護障害者の受入体制

### ○ 概要

介護者が新型コロナウイルス感染症で入院し、介護者が不在となった在宅の障害者を一時的に預かり、介護支援を行うもの。

### ○ 受入支援体制

＜受入施設＞

軽症者宿泊療養施設（ホテル）

＜介護支援＞

- ・ 介護職員による 24 時間体制の支援  
（食事介護，排せつの介助など）
- ・ 要支援者 1 人に対して介護職員 2 名を配置

＜受入期間＞

1 回当たりの受入期間は、介護者の療養終了までの約 2 週間を想定

＜陽性者及び濃厚接触者の受入支援に当たって＞

- 事前に障害福祉課と協力機関，施設等と支援について調整を行う。（ホテルの利用状況などにより受入ができない場合がある。）
- 必要な支援を行うため，障害者ご本人の日常生活の様子や利用サービス，介護の状況などの情報について聞き取り調査への協力を依頼する。
- 施設の都合上，入浴介助は提供できない。（清拭での対応）
- 感染防止から介護職員による口腔ケアは提供できない。